

野田市告示第105号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定による狂犬病予防員から犬を抑留した旨の通知があったことから、同条第8項の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月30日

野田市長 鈴木 有

捕獲月日	捕獲場所	種類	毛色	性別	体格	特徴
4月28日	野田市 東宝珠花	雑種	茶	オス	中	成犬 左たれ耳 青色革製首輪

上記の犬は令和3年5月10日まで以下の機関で抑留します。

連絡先

千葉県動物愛護センター東葛飾支所（04-7191-0050）